

特別養護老人ホーム白寿荘東 利用料金表

1. 介護保険給付対象サービスの利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象である場合は、その認定に基づいた負担額になります。

(1) 施設サービス費（1日あたり）

要介護度	基本単位数
要介護1	670 単位
要介護2	740 単位
要介護3	815 単位
要介護4	886 単位
要介護5	955 単位

(2) 加 算（1日あたり） ※利用されている方の状態・状況により加算をいただきます。

加算の種類	単 位	加算の種類	単 位
☆日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 単位	経口移行加算	28 単位
☆看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	経口維持加算（Ⅰ）	400 単位/月
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	経口維持加算（Ⅱ）	100 単位/月
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 単位/月
☆夜勤職員配置加算（Ⅳ）	21 単位	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位/月
☆個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位	療養食加算	6 単位/食
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位
入院・外泊時費用加算	246 単位	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位
初期加算	30 単位	排泄支援加算（Ⅰ）	10 単位/月
再入所時栄養連携加算	200 単位	排泄支援加算（Ⅱ）	15 単位/月
退所前訪問相談援助加算	460 単位	排泄支援加算（Ⅲ）	20 単位/月
退所後訪問相談援助加算	460 単位	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 単位/月
退所時相談援助加算	400 単位	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位/月
退所前連携加算	500 単位	☆科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位/月
配置医師緊急時対応加算	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）		650 単位
	深夜の場合（22：00～6：00）		1,300 単位
	往診日、早朝夜間深夜 以外		325 単位
看取り介護加算Ⅰ	死亡日 45日前～31日前		72 単位
	死亡日 30日前～ 4日前		144 単位
	死亡日 前日・前々日		680 単位
	死亡日		1,280 単位
☆介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数（基本単位数＋各種加算・減算）×3.3%		
☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数（基本単位数＋各種加算・減算）×2.7%		
☆介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数（基本単位数＋各種加算・減算）×1.6%		

※ 基本としていただく加算は ☆ になります。

※ 1 単位あたりの金額は 10.14 円となります。

※ 所得に応じて、介護保険給付サービス負担額の 1 割または 2 割、3 割が負担となります。

2. 介護保険給付対象外サービスの利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。ただし、利用者負担段階（介護保険負担限度額認定証に基づく）により、居住費・食費の料金が変わります。

（1）食 費・居住費（1日分）

利用者負担段階	食 費	居住費
第1段階 ・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者等	300円	820円
第2段階 ・市町村民税非課税世帯であって、 ・年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	390円	820円
第3段階① ・市町村民税非課税世帯であって、年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	650円	1,310円
第3段階② ・市町村民税非課税世帯であって、年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方	1,360円	1,310円
第4段階 ・上記以外の方	1,680円	2,006円

※上表の第2段階、第3段階①、第3段階②の該当の方で、下表の預貯金額を超える方は対象外となります。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者（内縁を含む）がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

※第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円）

※利用の際に介護保険負担限度額認定証を提示してください。

（2）その他の費用

項 目	内 容
理美容代	巻理容組合出張理髪サービス…2,800円 移動美容車（カットパラダ）…2,100円（パーマ・カラーは別料金）
特別な食事代	栄養士の作成した献立以外の食事を希望される場合は、それに要した費用の実費をいただきます。
健康管理費	医療費・薬代・インフルエンザ予防接種等、入所者の健康管理に関わる費用の実費をいただきます。
日用品費	日常生活において利用者が負担する事が適当と認められるものは、費用の実費をいただきます。 （衣類、おやつ、歯ブラシ、歯磨き粉、スカイデント等）
入院時費用	入院日の翌日から6日間（月をまたぐ場合最大12日間）入院外泊時費用加算が算定されます。この加算の算定期間は、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方については、認定証に記載の居住費をいただきます。その後、退院日前日までは居室の確保料としてお部屋代1日2,006円をいただきます。

※衣類の洗濯、介護用品（リハビリパンツ、オムツ、パット等）、水道光熱費等の費用はかかりません。